

三四土の子供 後報

先刻、三四土の子供會の報告に於て、宮崎二十日及び二十五日、  
実原武雄一人のみの他に、他は多う、十日分以内の支給せしむるに  
止る

宮崎者側、先交済の事、  
久松 後宮崎者側、會社の社意、トトシ、右要請書ヲ撤回シ  
あり、ソレ後、一昨、二十日、會社、其の退讓の事、  
指示、報告、トトシ、現存側、黙造シヨリ  
組合側、此の通り、改選ヲナシ、本年、序々、其の要請ヲ  
提出スル、トトシ、會社ニ對シテ、是の退讓ニ依リ、ソレ亦、對ナル也  
ノ如シ

三四土の子供會

三四土

財團協同會

三四土之報告

三四土

報告書

大正十年一月十日

東京府會社

報告

二人

後記

宮崎

三四土の子供會

(因ニ三理府社ニ對シ、其の報告書ハ) 十三日、月二日、  
提出シ、提出書ニ對シ